

令和6年6月18日 立川市広報課
送付文書 計1枚

報道機関 各位

学童保育所入所申請の事務処理誤りについて

本市の学童保育所事業において、保護者からお預かりした入所申請書類の受理が正しく行われず、ご希望された期間のサービスがご利用できなかった事案が発生いたしました。当該児童及びご家庭には多大なご迷惑・ご負担をおかけしたこと、また、市政全体への信頼を損ねる事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

【概要】

- ・令和6年3月8日に、学童保育所職員が、新1年生1名の申請書類を保護者より受領しましたが、本庁の担当課への送致が漏れ、当該学童保育所に留め置いたままとなりました。
- ・5月29日に所内で書類を発見し、入所判定を行ったところ、本来であれば、4月当初よりご希望の学童保育所に入所可能であったことが判明しました。
- ・申請されていた保護者の方へは、事務処理誤りの経過をご説明し、2か月間のご負担に対し、深くお詫びいたしました。
- ・6月以降につきましては、当該児童およびご家庭のご希望に沿った放課後事業をご利用いただいております。

【再発防止策】

学童保育所の全職員で事態の重さを受けとめ、事務フローを再点検いたします。

学童保育所の職員間および本庁職員との伝達を一層迅速かつ密に行い、情報共有とダブルチェックに努めてまいります。

【問い合わせ】

立川市子ども家庭部子ども育成課 担当：小川 和美
TEL 042-523-2111 内線1110